

事務連絡
平成23年 3月 3日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

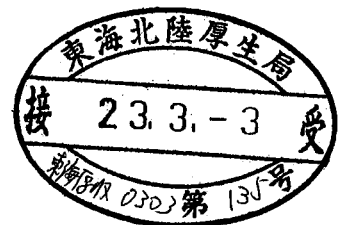
厚生労働省保険局医療課

平成22年度柔道整復施術療養費の改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、別添1及び別添2のとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成22年5月24日保医発0524第3号）（別添1）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について（平成22年11月29日保医発1129第1号）（別添2）



「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」
（平成22年5月24日保医発0524第3号）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について

第5 その他の施術料

4 その他の事項

(3) 施術部位が3部位以上の場合の算定方法

イ 3部位目の施術部位については、所定料金に逓減率を乗じた額を算定し、4部位目以降の施術に係る後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料については、3部位目までの料金に含まれること。

なお、多部位の負傷の施術中、特定の部位に係る負傷が先に治癒し、施術部位数が減少した場合は、減少後の施術部位数に応じた逓減率を乗じた額を算定するものであること。

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について
（平成22年11月29日保医発1129第1号）

別添2
別紙

柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)

第二 記載上の留意事項

1 保険者番号等の欄

(6) 「本家区分」欄について

該当する区分のうちいずれか1つを○で囲むこと。

なお、未就学者である患者（6歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう。以下同じ。）は「4」、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととし、また、公費負担医療については本人に該当するものとする。

ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。））は「2」、被保険者（その他（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。））は「6」を○で囲むこととし、それ以外（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。）はいずれか一方を○で囲むこと。

2 本人・・・本人

4. 六歳・・・未就学者

6. 家族・・・家族

8. 高一・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者

0. 高7・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付

2 施術の内容欄

- (15) 「整復料・固定料・施療料」欄、「透減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、右側の「計」欄及び「施術の証明」欄に

ついて

- ① 施術部位数が三部位以上の場合の三部位目の部分については、逓減率70%の欄に記載すること。

一部の部位に係る負傷が先に治癒したことにより逓減率が変更となった場合は、変更後の逓減率に応じた所定欄に記載するとともに、当該月日を「逓減開始月日」欄に記載すること。

また、6~~4~~部位以降の負傷名については、「摘要」欄に記載し、6~~4~~部位以降の当該施術に係る整復料、固定料及び施療料については、「整復料・固定料・施療料」欄の「(4)」の項に合計金額を記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。~~5~~部位以降の当該施術に係る整復料、固定料及び施療料については、「整復料・固定料・施療料」欄の「(5)」の項に6~~5~~部位以降を含めた合計金額を記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。